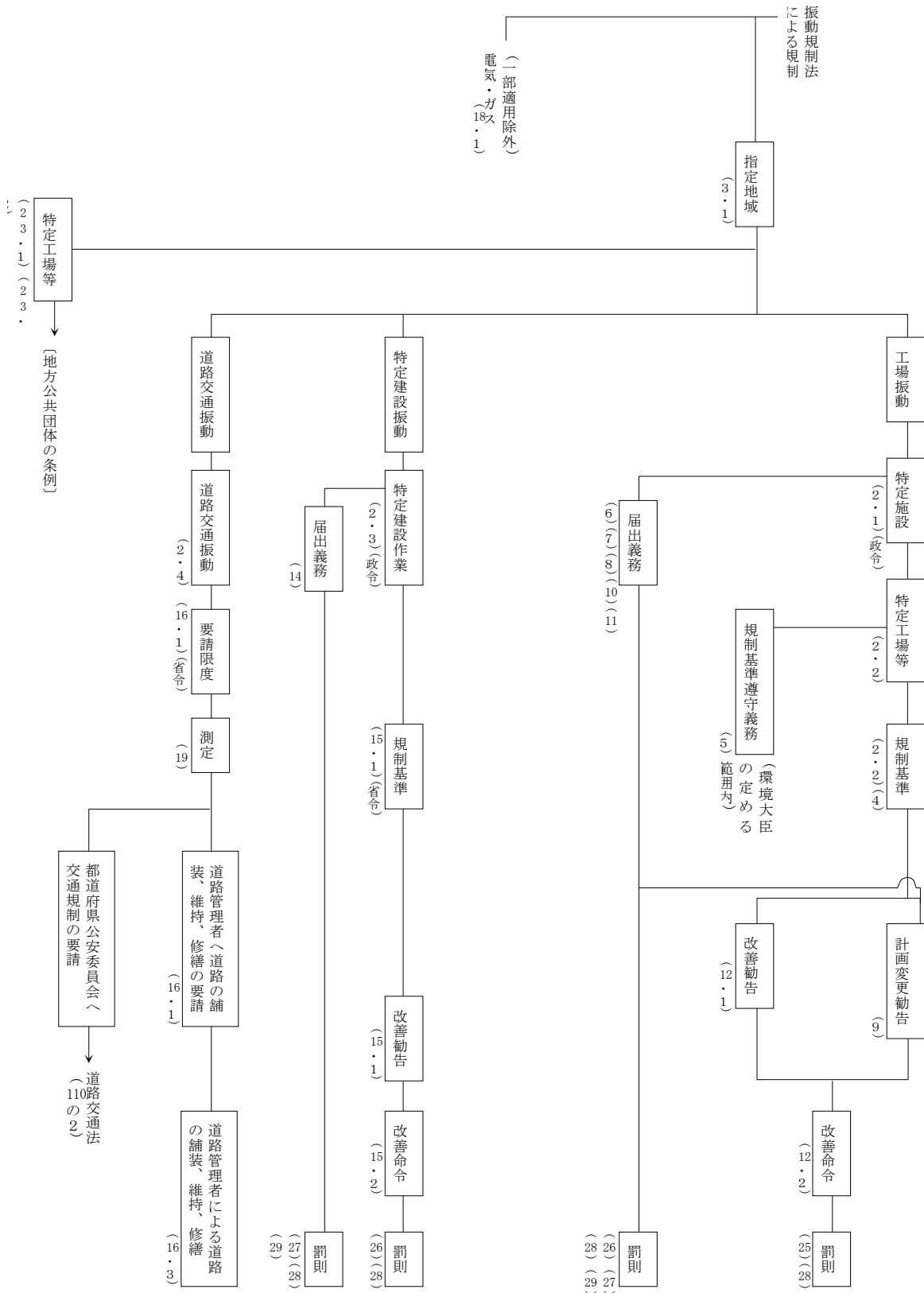


第 5 章 振動規制法関係

振動規制法の体系図



(注) 1 図に掲げた項目以外に、報告徴収・立入検査(17)、事務の委任(23)、条例との関係(24)等について定めている。
 2 図中の() 書きは条文である。例えば(2.1)は法第2条第1項を意味する。

第5章 振動規制法関係

各種の振動から生活環境を保全し、健康の保護に資するため、次表のとおりそれぞれの基準などが定められている。

各種振動と基準等との対応表

(令和6年3月現在)

振動の種類	規制基準		その他の規制等
	種類	指定地域 (規制地域)	
工場・事業場振動	特定工場等の規制基準	25市町村	
建設作業振動	特定建設作業の規制基準	25市町村	
道路交通振動	道路交通振動の限度 (要請基準)	25市町村	
新幹線鉄道振動			新幹線鉄道振動対策指針

第1節 規制基準等

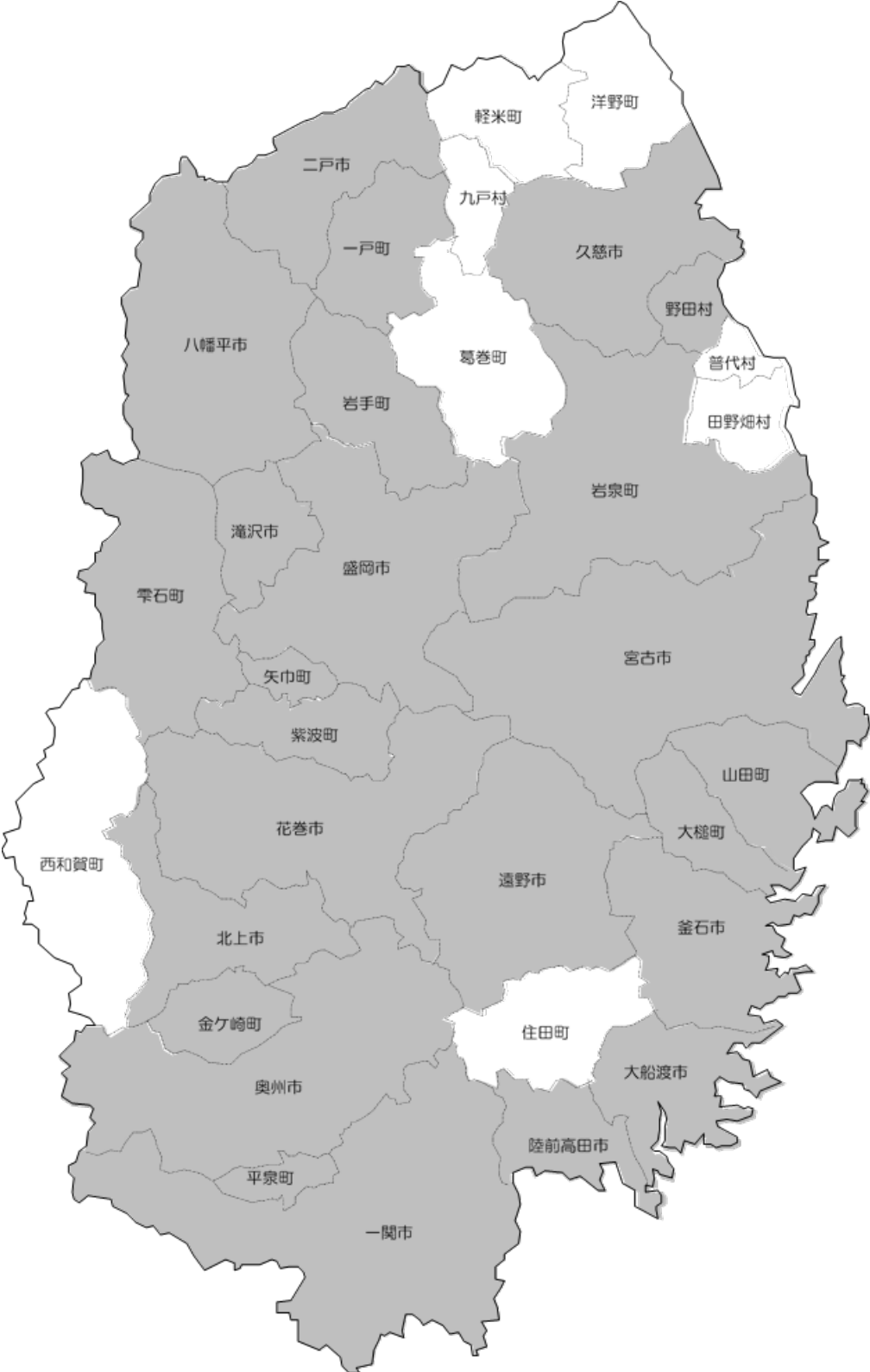
1 地域の指定 (法第3条第1項)

特定工場等(法第2条第2項)及び特定建設作業(法第2条第3項)から発生する振動を規制する地域を指定した市町村は、次表のとおりである。

指定(告示) 年 月 日	施行年月日	市 町 村 名
昭和53. 3. 10	昭和53. 4. 1	盛岡市、宮古市、大船渡市、奥州市、花巻市、北上市、一関市、釜石市
54. 3. 16	54. 4. 1	二戸市、久慈市、遠野市、滝沢市、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町
55. 3. 14	55. 4. 1	岩手町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村
56. 3. 13	56. 4. 1	雫石町、一戸町
62. 3. 13	62. 4. 1	紫波町
平成5. 3. 23	平成5. 4. 1	八幡平市
令和3. 4. 1	令和3. 7. 1	陸前高田市
合 計		14市10町1村

(現在、騒音の指定地域を有する市町村と同じである。)

指定地域を有する市町村



指定地域の区域の区分は、原則として次表のとおり都市計画法第8条第1項第1号による用途地域の区分による。(都市計画法による用途地域の区分は、各市町村において定める。)

地域の指定は、各市町村において定められた用途地域の区分に基づき、市の区域内の地域については市長が、それ以外の地域については岩手県知事が行う。

区 域 の 区 分	用 途 地 域 の 区 分
第 1 種 区 域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域
第 2 種 区 域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2 特定工場等の規制基準 (法第4条第1項)

指定地域内の特定工場等における振動の規制基準は、次のとおりである。

(平成24年3月30日 県告示第245号)

区 域 の 区 分		基 準 値 (単位：デシベル)				
	当 て は め 地 域	7	昼間	20	夜間	7
第 1 種 区 域	第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域	60			55	
	第 2 種 低 層 住 居 専 用 地 域					
	第 1 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域					
	第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域					
	第 1 種 住 居 地 域					
	第 2 種 住 居 地 域					
準 住 居 地 域						
田 園 住 居 地 域						
第 2 種 区 域	近 隣 商 業 地 域	65			60	
	商 業 地 域					
	準 工 業 地 域					
	工 業 地 域					

- 備 考 1 区域の区分は、原則として都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の区分による。
- 2 下記施設敷地の周囲50m区域内は、同表の各欄の値から5デシベルを減じた値とする。
- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所
 - (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

3 特定建設作業の規制基準（法第15条第1項）

指定地域内の特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準は、次表のとおりである。

（施行規則第11条）

(1号基準) 振動基準	(2号基準) 作業禁止時間		※(3号基準) 1日の作業限度時間		(4号基準) 連続作業 限度期間	(5号基準) 作業禁止日
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
75デシベル	午後7時から翌日の午前7時まで	午後10時から翌日の午前6時まで	10時間	14時間	6日	日曜日その他の休日

(注) 1 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2 75dB を超える大きさの振動が発生する場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

3 災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではない。

区域の区分は、次のとおりである。

第1号区域 (昭和53年3月10日 県告示第335号)	指定地域のうち、次の区域とする。 (1)第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域 (2)第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 (3)近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 (4)工業地域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m区域内
第2号区域	指定地域のうち上に掲げる区域以外の区域

4 道路交通振動の限度（要請限度）（法第16条第1項）

市町村長は道路交通振動が次表の限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に道路の舗装、維持、修繕を都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

（施行規則第12条）

区域の区分		限度(単位:デシベル)				
	当てはめ地域	7	昼間	20	夜間	7
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域		65		60	
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		70		65	

備考 岩手県における地域の区分は、特定工場等の規制基準の区域の区分に同じ。

第2節 施設等

1 特定施設（法第2条第1項）

指定地域内において次表に掲げる特定施設を有する工場・事業場は、特定工場となり、振動規制法によりその所在地を管轄する市町村長への届出が必要である。

番号	施設名	規 模	
1	金属加工 機械	(イ)液圧プレス	矯正プレスを除く。
		(ロ)機械プレス	すべてのもの
		(ハ)せん断機	原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。
		(ニ)鍛造機	すべてのもの
		(ホ)ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。
2	圧縮機	一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。	
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。	
4	織機	原動機を用いるものに限る。	
5	(1)コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。	
	(2)コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。	
6	木材加工機械	(イ)ドラムバーカー	すべてのもの
		(ロ)チップパー	原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。
7	印刷機械		
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。	
9	合成樹脂用射出成形機	すべてのもの	
10	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。	

2 特定建設作業（法第2条第3項）

次表に掲げる特定建設作業は、法によりその作業地を管轄する市町村長への届出が必要となる。

番号	作業の種類
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

第3節 その他の基準等

1 新幹線鉄道振動対策指針

新幹線鉄道による振動対策として、次の指針が出されている。

環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）の抜粋

（昭和51年3月12日付け 環大特第32号 環境庁長官から運輸大臣あて）

I 指針

- (1) 新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策を講ずること。
- (2) 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。

2 振動測定方法

区 分	測 定 機 器	振動感覚補正回路	動 特 性
特定工場等の規制基準 （昭和51.11.10 環境庁告示第90号） 最近改正 平成13.3.5	計量法第71条の条件に合格した振動レベル計	鉛直振動特性 (Z方向)	遅 (S l o w)
特定建設作業の規制基準 (振動規制法施行規則第11条 (別表第1))			
道路交通振動の要請基準 (振動規制法施行規則第12条 (別表第2)) 最近改正平成5.10.28			
新幹線鉄道振動の指針 （昭和51.3.12 環大特第32号） 環境庁長官から運輸大臣あて	特に限定しない		

測定地点及び測定条件	測定回数等	測定値の評価
<p>敷地境界線において測定を行う。</p> <p>振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等に行われている堅い場所</p>	<p>特になし</p>	<p>(1) 指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値</p> <p>(2) 指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値</p> <p>(3) 指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔100個、又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端値</p>
<p>(2) 傾斜及び凹凸<small>おうちつ</small>がない水平面を確保できる場所</p> <p>(3) 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所</p>	<p>当該地域の振動を代表すると認める1日について昼間、夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行う。</p>	<p>5秒間隔100個又はこれに準ずる間隔個数の測定値の80%レンジの上端値を昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値</p>
<p>測定地点は特に限定しないが、振動ピックアップの設置場所は、上に同じ</p>	<p>上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの振動のピークレベルを読み取る。</p>	<p>ピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものの算術平均値</p>

第4節 その他

1 振動規制法届出事項一覧

番号	届出の種類	提出者	届出の期限	
1	特定施設の設置の届出	設置者	設置工事開始の日の30日前まで	
2	経過措置に伴う届出 (使用の届出)		指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内	
3	特定施設の種類及び能力ごとの数の変更の届出	特定施設の設置又は使用の届出者	変更に係る工事開始の日の30日前まで	
4	特定施設の使用方法の変更の届出			
5	振動防止の方法の変更の届出			
6	氏名の変更等の届出			変更の日から30日以内
7	特定施設のすべての使用の廃止の届出			使用廃止の日から30日以内
8	承継の届出	承継者	承継の日から30日以内	
9	特定建設作業の実施の届出	施工者 (元請負人)	開始の日の7日前まで (災害等緊急に行う場合はすみやかに届け出る)	

届出書の様式	添付書類	罰則	受理書	根拠条項
特定施設設置届出書 (様式第1)	①特定施設の設置図 ②特定工場等及びその付近の見取図	無届及び虚偽の届出の場合 30万円以下の罰金	交付	法6① 法26
特定施設使用届出書 (様式第2)		無届及び虚偽の届出の場合 10万円以下の罰金		法7① 法27
特定施設の種別及び能力ごとの数変更届出書 (様式第3)				法8① 法27
特定施設の使用の方法変更届出書 (様式第4)				
振動の防止の方法変更届出書 (様式第4)				
氏名(名称、住所、所在地)変更届出書 (様式第6)	不 要	無届及び虚偽の届出の場合 3万円以下の過料	なし	法10 法29
特定施設使用全廃届出 (様式第7)				
承継届出書 (様式第8)				
特定建設作業実施届出書 (様式第9)				①特定建設作業の工程を明示した工事工程表 ②特定建設作業の場所の付近の見取図